

第121回南あわじ市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年9月28日（木）午前10時開議

- 第1 議案第59号、議案第61号、議案第65号（3件一括上程）
- 議案第59号 令和5年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第61号 南あわじ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について
- 議案第65号 令和5年度南あわじ市一般会計補正予算（第4号）
- 第2 議案第60号、議案第62号～議案第64号（4件一括上程）
- 議案第60号 令和5年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第63号 灘黒岩水仙郷外構整備工事請負変更契約の締結について
- 議案第64号 道の駅うずしおリニューアル工事請負変更契約の締結について
- 第3 認定第1号～認定第12号（12件一括上程）
- 認定第1号 令和4年度南あわじ市一般会計決算の認定について
- 認定第2号 令和4年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認定第3号 令和4年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認定第4号 令和4年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第5号 令和4年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について
- 認定第6号 令和4年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について
- 認定第7号 令和4年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計決算の認定について
- 認定第8号 令和4年度南あわじ市広田財産区特別会計決算の認定について
- 認定第9号 令和4年度南あわじ市福良財産区特別会計決算の認定について
- 認定第10号 令和4年度南あわじ市北阿万財産区特別会計決算の認定について
- 認定第11号 令和4年度南あわじ市沼島財産区特別会計決算の認定について
- 認定第12号 令和4年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について
- 第4 請願第3号、請願第4号（2件一括上程）
- 請願第3号 少人数学級推進と義務教育費国庫負担制度を堅持するための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 請願第4号 門崎砲台跡の保存に関する請願書

- 第5 請願第2号 特定不妊治療に関する請願書
- 第6 発委第4号 少人数学級推進と義務教育費国庫負担制度の堅持に係る意見書
- 第7 発委第5号 特定不妊治療費の制限の廃止を求める意見書
- 第8 議員派遣の申し出
- 第9 議会運営委員会、常任委員会の閉会中の継続調査の申し出

(公 印 省 略)
令和5年9月22日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

総務文教常任委員長 土 井 巧

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第59号	令和5年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第61号	南あわじ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について	原案可決
議案第65号	令和5年度南あわじ市一般会計補正予算（第4号）	原案可決

(公 印 省 略)
令和5年9月25日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

産業厚生常任委員会委員長 吉 田 良 子

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第60号	令和5年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第62号	南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第63号	灘黒岩水仙郷外構整備工事請負変更契約の締結について	原案可決
議案第64号	道の駅うずしおりリニューアル工事請負変更契約の締結について	原案可決

(公印省略)
令和5年9月20日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

決算審査特別委員会委員長 北 条 志 津 子

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
認定第1号	令和4年度南あわじ市一般会計決算の認定について	認定
認定第2号	令和4年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について	認定
認定第3号	令和4年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認定
認定第4号	令和4年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について	認定
認定第5号	令和4年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について	認定
認定第6号	令和4年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について	認定
認定第7号	令和4年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計決算の認定について	認定
認定第8号	令和4年度南あわじ市広田財産区特別会計決算の認定について	認定

議案番号	件名	結果
認定第9号	令和4年度南あわじ市福良財産区特別会計決算の認定について	認定
認定第10号	令和4年度南あわじ市北阿万財産区特別会計決算の認定について	認定
認定第11号	令和4年度南あわじ市沼島財産区特別会計決算の認定について	認定
認定第12号	令和4年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について	認定

(公 印 省 略)
令和5年9月22日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

総務文教常任委員長 土 井 巧

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第138条第1項の規定により報告します。

記

請 願 番 号	件 名	結 果
請 願 第 3 号	少人数学級推進と義務教育費国庫負担制度を堅持するための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について	採 択
請 願 第 4 号	門崎砲台跡の保存に関する請願書	不 採 択

(公 印 省 略)
令和5年9月25日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

産業厚生常任委員会委員長 吉 田 良 子

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第138条第1項の規定により報告します。

記

請 願 番 号	件 名	結 果
請 願 第 2 号	特定不妊治療に関する請願書	採 択

発委第4号

(公印省略)

令和5年9月28日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

提出者

総務文教常任委員会委員長 土 井 巧

少人数学級推進と義務教育費国庫負担制度の
堅持に係る意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条
第2項の規定により提出します。

少人数学級推進と義務教育費国庫負担制度の堅持に係る意見書

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、2020年7月3日全国知事会、全国市長会、全国町村会は「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」において少人数学級や教員確保を文部科学大臣に要請しています。萩生田前文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びと育ちを保障するための、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びと育ち、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、

下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で、国の学級編制標準より引き下げた「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減はおこなわないこと。
4. 教職員未配置問題の解消にむけ、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。
5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
6. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

兵庫県南あわじ市議会議長 長 船 吉 博

意見書提出先

衆議院議長	細田博之様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
参議院議長	尾辻秀久様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
内閣総理大臣	岸田文雄様 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
財務大臣	鈴木俊一様 〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1
総務大臣	鈴木淳司様 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館
文部科学大臣	盛山正仁様 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

提出の理由

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられましたが、自治体間の教育格差が生じないように、教職員定数改善にむけた財源保障をし、全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、国において地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう意見書を関係機関に提出するものです。

発委第5号

(公印省略)

令和5年9月28日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

提出者

産業厚生常任委員会委員長 吉 田 良 子

特定不妊治療費の制限の廃止を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

特定不妊治療費の制限の廃止を求める意見書

特定不妊治療は、国及び県の助成金事業の対象であったところ、令和4年4月より、保険適用となり、保険適用が受けられる範囲では、利用者負担の軽減につながっている。

しかし、特定不妊治療の適用範囲については概ね助成事業の対象範囲を継承しており、現状を十分に反映しない制度となっている。

まず、助成金事業における年齢制限では、女性の年齢と出産のリスクについて周知されているが、加齢によるリスクは個別に検討されるべきで、一律に線引きすべきものではない。医療保険制度の下では、医療の内容は、十分な説明のもと、医師の判断と本人の意思により決定されるべきものである。

また、社会情勢において、国内の出生数は継続して減少状況にあり、近年その傾向が顕著になっている。一方、特定不妊治療による出生数は増加を続けており、全体の1割に迫る勢いとなっている。今後の出生数増加を図るには、特定不妊治療をより積極的に利用していく必要があるということは、少子高齢化、晩婚化の影響を強く受ける地方自治体として、強く感じるところである。

よって、以下のことについて取組まれるよう、要望する。

記

1. 特定不妊治療に要した費用を年齢制限・回数制限なく助成すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

兵庫県南あわじ市議会議長 長 船 吉 博

意見書提出先

内閣総理大臣 岸田文雄様
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

厚生労働大臣 武見敬三様
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

提出の理由

令和4年4月より、特定不妊治療は保険適用されているが、年齢制限があり、保険適用が受けられない女性があります。

加齢による出産のリスクは個別に検討されるべきで、一律に線引きすべきものではなく、医師の判断と本人の意思により決定されるべきものです。

また、今後の少子化対策を図るため、特定不妊治療を積極的に利用していく必要があります。

よって、国において制度の見直しを講じていただきたく意見書を関係機関に提出するものです。

議員派遣申出書

令和5年9月28日 定例会

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第162条の規定により議員を派遣する。

- 1 南あわじ市戦没者追悼式
 - (1) 目的 追悼式
 - (2) 派遣場所 文化体育館
 - (3) 期間 令和5年10月8日
 - (4) 派遣議員 全議員

- 2 全国市議会議長会研究フォーラム
 - (1) 目的 フォーラム
 - (2) 派遣場所 西日本総合展示場
 - (3) 期間 令和5年10月25日 ～ 令和5年10月26日
 - (4) 派遣議員 正副議長

- 3 東播・淡路市議会議長会正副議長研修会
 - (1) 目的 研修会
 - (2) 派遣場所 西日本総合展示場
 - (3) 期間 令和5年10月25日
 - (4) 派遣議員 正副議長

- 4 淡路広域消防事務組合設立50周年記念式典
 - (1) 目的 式典
 - (2) 派遣場所 洲本市文化体育館
 - (3) 期間 令和5年10月29日
 - (4) 派遣議員 副議長、総務文教常任委員長

(公 印 省 略)

令 和 5 年 9 月 8 日

南あわじ市議会

議長 長 船 吉 博 様

議会運営委員会

委員長 谷 口 博 文

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和 5 年 9 月 2 2 日

南あわじ市議会

議長 長 船 吉 博 様

総務文教常任委員会

委員長 土 井 巧

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 市の総合的企画、調整について
- (2) 行財政計画について
- (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
- (4) 情報化の推進について
- (5) 離島振興対策について
- (6) 国際交流及び友好市町の調査について
- (7) 人権施策について
- (8) 消防・防災対策の推進について
- (9) 教育の充実、文化・スポーツの振興と関係施設の整備について
- (10) 青少年の健全育成について
- (11) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和 5 年 9 月 2 5 日

南あわじ市議会

議長 長 船 吉 博 様

産業厚生常任委員会

委員長 吉 田 良 子

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 税の賦課徴収について
- (2) 生活環境の整備推進について
- (3) 福祉対策について
- (4) 介護保険と高齢化社会対策について
- (5) 医療体制と健康づくりの推進について
- (6) 商工業及び観光の振興について
- (7) 農業振興の推進について
- (8) 水産振興の推進について
- (9) 都市整備事業の推進について
- (10) 下水道事業の推進について
- (11) 農業委員会に関すること

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和 5 年 9 月 1 3 日

南あわじ市議会

議長 長 船 吉 博 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 北 条 志 津 子

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会広報誌に関する事項
- (2) 議会報告会に関する事項
- (3) 議会ホームページに関する事項
- (4) 議会ライブ配信、録画配信に関する事項
- (5) その他議会広報広聴活動に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄